

社会福祉法人啓和会役員及び評議員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人啓和会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「評議員等」とする）の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給するものとする。

(1) 常態として週3日以上かつ週20時間以上勤務する業務執行理事（以下「常勤理事」という。）には、報酬、賞与を支給する。

(2) 前号の規定にかかわらず、当該常勤理事が希望する場合は、賞与相当分の額を報酬額に加え、報酬のみを支給することができる。

(3) 常勤理事の内、当法人の職員の職を兼ねる者（以下「職員兼務理事」という。）で社会福祉法人啓和会職員退職手当支給規程（昭和63年7月1日施行。以下「職員退職手当規程」という。）第5条に該当する者には、前2号に加えて退職手当を支給することができる。

(4) 前3号以外の評議員等（以下「非常勤評議員等」という。）には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 職員兼務理事に対する退職手当は、理事として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給し、死亡により退任した者には、その遺族に支払う。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第3条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

(1) 報酬については、別表第1に定める算式により算出される額

(2) 賞与については、別表第2に定める算式により算出される額。ただし第2条第2号の常勤理事には支給しない。

(3) 退職手当については、職員退職手当規程による額

(4) 通勤手当については、社会福祉法人啓和会職員給与規程（昭和63年4月1日施行。以下「職員給与規程」という。）による額（ただし、週5日未満の勤務を常態とする者については、法人が別に定める額）

(非常勤評議員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤評議員等に対する報酬については、別表第3に定める額を支給する。

2 非常勤評議員等が、法人の会議及び業務のため出勤したときは、交通費として通常必要な実費を支給する。

(旅費の支給)

第5条 評議員等が職務のため出張したときは、次の各号に定める額を支給する。

- (1) 常勤理事については、社会福祉法人啓和会旅費支給規程（平成22年4月1日施行）による額
- (2) 非常勤評議員等については、別表第4に定める額

(職員給与との併給)

第6条 職員兼務理事には、本規程に基づく報酬及び賞与を支給するものとし、職員給与等は支給しない。

- 2 職員が理事の職を兼ねた場合は、職員給与等を支給するものとし、本規程に基づく報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日（ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条による日）とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月15日月及び12月15日（ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程25条による日）とする。
 - (3) 退職手当については、職員退職手当規程による。
 - (4) 支払方法は、職員給与規程による。
- 2 非常勤評議員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、直接現金で支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、常勤理事には職員給与規程で定めるものを控除し、非常勤評議員等には法令の定めるところにより控除すべきもの及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合の報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(退任慰労金)

第10条 退任評議員等に対する退任慰労金の金額は、100,000円を限度として次の基準に在任期間を乗じて算出した金額とする。ただし、第2条第2号の退職手当の支給を受ける職員兼務理事には支給しない。

(1) 理事長

在任期間1任期2年につき 30,000円

(2) 理事、監事

在任期間1任期2年につき 20,000円

(3) 評議員

在任期間1任期4年につき 40,000円

- 2 在任期間の計算は、平成29年4月1日以降の評議員等の就任日を起算として、1任期に満たない期間は切り捨てるものとする。
- 3 退職慰労金は、評議員等を退任した時点において、現金又は口座振替により支給する。
- 4 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月22日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日より施行する。

別表第1（第3条第1号）

常勤理事の勤務形態	報酬月額	
	第2条第1号の常勤理事 (報酬と賞与を支給する場合)	第2条第2号の常勤理事 (報酬のみ支給する場合)
①週5日かつ週38時間勤務を常態とする者	理事長 職員給料表6級58号給+役職手当相当 常務理事 職員給料表6級11号給+役職手当相当 上記の額の範囲内で、その者の経歴、職員の給与の状況、法人の経理の状況、兼務する職の状況、公的年金の受給状況、その他の状況を考慮し個別に定める額	理事長 (職員給料表6級58号給+役職手当相当) ×17/12 常務理事 (職員給料表6級11号給+役職手当相当) ×17/12 上記の額の範囲内で、その者の経歴、職員の給与の状況、法人の経理の状況、兼務する職の状況、公的年金の受給状況、その他の状況を考慮し個別に定める額
②週3日以上かつ週20時間以上で、週5日未満かつ週38時間未満の勤務を常態とする者	上記の役職名に対応する限度額の範囲内で個別に定めたそれぞれの報酬月額に、「その者の週の勤務時間/週38時間」を乗じて得た額	上記の役職名に対応する限度額の範囲内で個別に定めたそれぞれの報酬月額に、「その者の週の勤務時間/週38時間」を乗じて得た額

別表第2（第3条第2号）

6月の賞与	報酬月額×2.5か月分×在職期間の割合
12月の賞与	報酬月額×2.5か月分×在職期間の割合

備考 賞与支給の在職基準日及び基準日以前6か月以内の期間における在職期間の割合については、職員給与規程による。

別表第3（第4条第1項）**（1）評議員**

評議員会への出席	日額10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円

（2）理事

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席	理事長	日額15,000円
	理事長以外の理事	日額10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	理事長	日額15,000円
	理事長以外の理事	日額10,000円

（3）監事

監事監査、理事会、評議員会への出席	日額15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額15,000円

別表第4（第5条第2号）

報酬	県内	日額 5,000円
	県外	日額 10,000円
宿泊料	1泊	15,000円
交通費	実費	